

We can live without the death penalty.

死刑のない社会へ



死刑廃止国際条約=死刑の廃止を目的とする「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」の第二選択議定書
1989年12月15日国連総会で〈死刑廃止国際条約〉採択／1991年7月11日〈死刑廃止国際条約〉発効
日本……未批准

地球が決めて 20年 日比谷公会堂大集会

2010年12月19日(日曜)午後2時30分開演(予定)

於：日比谷公会堂(東京) 入場料 前売1000円 当日1500円

講演：辺見 庸

コンサート：上々^{しゃんしゃんたいふうん}颱風

メッセージ：団藤重光／中山千夏／イーデス・ハンソン／加賀乙彦ほか

講談：神田香織

発言：死刑廃止を推進する議員連盟ほか

主催・問合せ

死刑廃止国際条約の批准を求める **FORUM90**

〒107-0052 東京港区赤坂2-14-13 港合同法律事務所気付
TEL. 03-3585-2331 FAX. 03-3585-2330 郵便振替口座：00180-1-80456 フォーラム90

柳田稔法務大臣に執行停止を求める地元緊急集会

11月21日午後／県民文化センターふくやま [広島県福山市]

※集会等の速報のためにメールの連絡網を作成中です。「集会案内希望」と表題に書いてメールをお寄せください。

email : stop-shikei@jca.apc.org

We can live without the death penalty.

死刑のない社会へ



自由権規約＝市民的及び政治的権利に関する国際規約

第六条

- 1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。
- 6 この条のいかなる規定も、この規約の締結国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

死刑廃止国際条約＝死刑の廃止を目的とする「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第二選択議定書

第一条

- 1 何人も、この選択議定書の締約国の管轄内にある者は、死刑を執行されない。
- 2 各締約国は、その管轄内において死刑を廃止するためのあらゆる必要な措置をとらなければならない。

地球が決めて 20年 日比谷公会堂大集会

アムネスティ・インターナショナルの調査では、過去10年以上のあいだ死刑を執行していない国を「事実上の死刑廃止国」として死刑廃止国にカウントし、2009年末の段階で、死刑廃止国は139カ国（うち事実上の死刑廃止国が35カ国）、存置国は58カ国となっています。アメリカ合衆国の中でもアラスカ州など15の州で死刑は廃止されています。

死刑に特に犯罪を抑止する効果が認められない上に、冤罪の場合には取り返しのつかないこと、死刑が権力の恣意的な道具に使われてきたことなどへの反省から、世界は死刑廃止への道を歩んできたのです。死刑を残している国でも、昨年一年間に実際に死刑執行を行ったのは18カ国にすぎません。残念なことですが、そこには日本も名を連ねています。

しかし、重大な冤罪事件が次々と問題にされ、あろうことか検察官による証拠のねつ造までが発覚している今日、日本の検察や裁判所にはとても人に死刑を求める資格などないのではないかと疑問の声も高まっています。

私たちは、世界中で多くの人々が死刑のない社会に生き、死刑を用いないで犯罪に向かい合っていることに思いを馳せながら、日本でも死刑執行の即時停止を求めるものです。